

江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 江南市市民自治によるまちづくり基本条例の推進並びに関連条例の調査及び研究を行うため、江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江南市市民自治によるまちづくり基本条例の推進に関すること。
- (2) 江南市市民自治によるまちづくり基本条例に基づく関連条例の調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) まちづくり組織等で活動している者
- (4) 市内に在住、在勤又は在学している満18歳以上の者であって公募に応じたもの
- (5) 市職員

3 委員の任期は、委嘱の日から3年以内の市長の定める日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は、委員のうち学識経験を有する者の中から、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営企画部地域協働課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月7日から施行する。